

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準

■ 学修の成果に係る評価

高崎商科大学大学院学則（抜粋）

（学習の評価）

第33条 学習成績の評価は、A、B、C、D又は認定をもって表わし、C以上あるいは認定を合格とする。

高崎商科大学大学院履修規程（抜粋）

（成績評価と単位認定）

第9条 成績評価の方法は、試験、論文、レポート、出席状況等により評価するものとし、その方法は各授業科目担当者が定めるものとする。

2 成績評価は100点満点で行い、下記の基準により判定し、合格の場合にのみ単位を認定する。

「A」	80～100点	合格
「B」	70～79点	
「C」	60～69点	
「D」	60点未満	不合格
「K」	評価不能	不合格又は定期試験欠席

3 前項の「K」評価は、定期試験欠席、受験資格なし及び履修放棄と判定された場合などで、学生の成績表に「K」と表示する。

4 学則第34条から第36条に定める他の大学院で修得した単位を本学の単位として認定した授業科目については、本条第2項に定める成績評価は行わず、単位のみ認定とし、「認定」と表示する。

5 一度単位を修得した科目の成績は変更及び取り消すことはできない。

■ 修了要件

高崎商科大学大学院学則（抜粋）

（修了要件）

第38条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表1に定めるところにより30単

位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(論文審査及び最終試験)

第39条 学位論文の審査及び最終試験は、高崎商科大学学位規程の定めるところにより、教授会の指名する審査委員によって行うものとする。

(合否の決定)

第40条 学位論文及び最終試験の合否は、前条の結果に基づき、教授会において審議のうえ決定する。

(課程修了の認定)

第41条 学長は、前条の決定に基づき、課程修了の認定を行う。

■ 取得可能学位

商学研究科： 修士（商学）

令和5年度 学位授与者数： 1名